



公印省略

2教高第4828号
2教体第2490号
令和2年12月8日

各県立高等学校長
各県立中学校長 殿
輝翔館中等教育学校長

福岡県教育委員会教育長

教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る
留意事項の更新について（通知）

このことについて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)が改訂されたこと等を踏まえ、「教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について」(令和2年8月17日2教高第2686号・2教体第1451号)で示していた留意事項を見直し、「教育活動における感染防止等に係る留意事項」(別紙1)及び「部活動の留意事項」(別紙2)を更新しました。

ついては、これにより教育活動を継続していただきますようお願いいたします。

なお、この留意事項については、今後の感染状況等に応じ、変更する場合がありますを申し添えます。

【本件担当】

- 教育活動に関すること
高校教育課
指導班 中島 敦雄
TEL：092-643-3905
- 保健管理に関すること
体育スポーツ健康課
保健給食係 諸藤 彰
TEL：092-643-3922
- 運動部活動に関すること
体育スポーツ健康課
体育・健康教育班 内田 ひろみ
TEL：092-643-3923

教育活動における感染防止等に係る留意事項

高校教育課・体育スポーツ健康課

1 基本的な対応

- (1) 可能な限り3つの密を回避する工夫を行い、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を継続すること。その際、「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）を参考にすること。
- (2) 学校医及び学校薬剤師などと連携し、感染防止について具体的な指導・助言を得ることができるような体制を構築しておくこと。
- (3) 感染者及び濃厚接触者の発生について把握できるような連絡体制を構築しておくこと。その際、個人情報取り扱いについては十分留意すること。
- (4) マスクについては、感染防止の観点から身体的距離が十分取れないときは着用するよう指導すること。また、公共交通機関においては、マスクの常時着用を促すとともに、会話を控えることなど感染防止について指導すること。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はないこと。
 - ア 十分な身体的距離が取れる場合
 - イ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合。その際、換気や可能な限り生徒の間に十分な距離を保つなどの感染防止対策を講じること。なお、マスクの取外しについては、教育活動の態様や生徒等の様子なども踏まえ、臨機応変に対応すること。
- (5) 「健康観察シート」（令和2年12月8日2教体第2488号別添①）を用いるなど、登校前に自宅において生徒の健康状態（検温等）の確認を行うよう指導すること。
なお、登校前に確認できなかった生徒については、保健室等において検温や健康状態の確認を行うこと。
- (6) 生徒及び職員に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅で休養するよう指導を徹底すること。また、同居の家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状（帰国者・接触者相談センターに相談する目安の症状）が見られる場合も、登校しないよう促すこと。このためには、家庭との連携と協力が不可欠であること。
- (7) 登校に際して、不安を持つ保護者及び生徒に対しては、学校で講じる感染防止対策について十分説明し、学校運営の方針等について理解を得るよう努めるとともに、生徒の不利にならないよう弾力的に対応すること。
- (8) 寄宿舎を設置している学校においては、集団感染防止等の観点から、入浴や食堂利用時において使用人数を制限するなど、施設の規模や実情に応じて、適切な感染防止対策を講じること。

2 授業等における対応

(1) 授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。また、生徒が密集して活動する長時間の学習活動及び近距離での会話や大声での発声を伴う活動をできる限り避けること。

なお、エアコンには十分な換気機能が備わっていないため、エアコン使用時においても換気は必要であること。

また、換気に伴う室温低下による健康被害が生じないように、生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の推進において、特に、グループ活動やペアワーク等を実施する場合は、教室等のこまめな換気やマスク着用の徹底などの感染防止対策を十分に講じること。

(3) できるだけ個人の教材教具を使用させ、生徒同士の貸し借りはさせないこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(4) 教科等における感染防止のための対応については、次の表を参考にすること。

教科等	感染防止のための主な対応例
総合的な学習（探究）の時間	・外部の専門家等による講義及び探究活動におけるフィールドワークなどについては、実施形態や実施時期及び活動場所の感染状況を考慮し、感染防止の措置を講じた上で実施すること。
保健体育	<p>【体育】</p> <p>可能な限り感染防止対策を講じた上で、リスクの低い運動から徐々に実施することを検討すること。その際には、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。 ・可能な限り屋外で授業を行うこと。 ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、<u>十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。</u>
芸術	<p>【美術・書道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ制作においては、対面での活動を避け、可能な限り生徒間の距離をとること。 ・道具は可能な限り人数分を準備し、使用前後の手洗いを行わせること。
	<p>【音楽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での練習や密閉状態での指導を避けること。 ・歌唱指導を行う前後には、十分な換気を行うこと。 ・共用した楽器は、使用後に消毒を行うこと。
家庭・福祉	<p>【調理実習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭基礎」及び「家庭総合」において調理実習を実施する場合は、感染防止の措置を十分に講じること。 <p>【被服実習】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・裁縫機器等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。 <p>【介護実習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習ベッドは身体的距離の確保に配慮して配置すること。 ・生徒同士の距離を可能な限り確保し、対面とならないようにすること。
情報・商業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、パソコン等の機器の消毒を行うこと。 ・授業前後の生徒の手洗いを行わせること。
農業・水産	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、施設・設備の消毒を行うこと。教材、教具、機器及び設備を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。 ・販売実習においては、密接を避け、販売者と購入者の距離を確保すること。
工業	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、使用する機器類の消毒を行うこと。 ・必要に応じて、班ごとの実習においてもマスクを着用させ、可能な限り生徒間の距離を確保すること。

(5) 食堂の利用時においては、食事の前後の手洗いを徹底し、椅子を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行うこと。

(6) 教室等において生徒同士で昼食をとる場合は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないような席の配置をとる、距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの指導を行うこと。

3 学校行事

(1) 運動会、文化祭、学習発表会、始業式、終業式など宿泊又は集団での長距離・長時間の移動（以下「宿泊等」という。）を伴わない学校行事については、本県内の感染状況を慎重に見極め、適切な実施の時期、内容及び方法を検討するとともに、保護者を含む関係者の参観を最小限にするなどの万全の感染防止対策を講じること。

なお、クラスマッチ等の体育的行事については、「2 授業等における対応（4）」の体育の授業における対応例を参考にすること。

(2) 修学旅行など宿泊等を伴う学校行事については、本県内及び訪問先の感染状況を慎重に見極め、旅行事業者等と連携し、適切な実施の時期、内容及び方法を検討するとともに、万全の感染防止対策を講じること。特に、海外修学旅行や海外研修については、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、海外安全情報、日本からの渡航者に対する入国制限措置、入国後の行動制限の状況等を外務省ホームページ等で確認すること。

4 課外授業

課外授業（いわゆる「土曜講座」等を含む。）は、「2 授業等における対応」を踏まえ、適切に対応すること。

部活動の留意事項

体育スポーツ健康課・高校教育課

部活動の実施に当たっては、以下の点に注意すること。

また、今後も新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、「新しい生活様式」を踏まえ、引き続き感染症防止対策を徹底すること。

なお、県のホームページ等により、感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

1 感染症防止対策について

- ・ 活動前・活動中・活動後の健康観察を十分に行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。
- ・ こまめな休憩を挟み、その都度うがいと手洗いを徹底するよう指導すること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- ・ 器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- ・ 室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いをを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒を行うこと。
- ・ 狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。
- ・ 部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内での会話は控えるよう指導すること。
- ・ 運動時のマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じるとともに、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日2教体第549号）」で示した事項を十分に踏まえた対策を講じること。

2 活動実施について

- ・ 「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」、「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」に則り行うこと。
- ・ 各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。
- ・ 県外における対外試合や合宿等については、「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（令和2年5月29日2保総第717号）」に基づき、当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断すること。

また、「県外における体育的行事及び学校行事等の取扱いに係る追加資料について」（令和2年7月17日2教体第1086号2教高第2164号2教特第975号）に基づき、計画書等提出の際は、「新型コロナウイルス感染症防止対策について」を添付して提出すること。

生徒が「感染しない」、「熱中症にならない」、「ケガをしない」よう、万全の対策を講じた上で活動し、スポーツや文化及び科学等に親しませるとともに、体力や技術・能力の向上を図るような「新たな部活動の在り方」を構築しましょう。

※ 「各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドライン」は、各中央競技団体のホームページよりダウンロードできる。また、(公財)福岡県スポーツ協会のホームページのリンク集から各中央競技団体のホームページにアクセスすることができる。